

平成27年
1月から

国民健康保険のお知らせ

高額療養費が変わります!

平成27年1月から、70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が次のように変更になります。

これにより、今までよりも所得条件が細分化され、皆さんの所得に応じて柔軟な医療費の負担軽減が行われるようになります。

なお、70歳以上の方の自己負担限度額に変更はありません。



高額療養費とは…

1カ月の医療費の自己負担額が一定の額（自己負担限度額）を越えて高額になったとき、高額療養費としてその超えた部分が国保から払い戻される制度です。自己負担限度額は、70歳未満と70歳～74歳とで異なり、また所得によっても異なります。

70歳未満の方の自己負担限度額

平成26年12月まで

区分	所得要件	自己負担限度額
A 上位所得者	基礎控除後の所得 600万円超	150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 1% (多数該当：83,400円)
B 一般所得者	基礎控除後の所得 600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当：44,400円)
C 低所得者	住民税 非課税	35,400円 (多数該当：24,600円)

平成27年1月から

区分	所得要件	自己負担限度額
ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% (多数該当：140,100円)
イ	基礎控除後の所得 600万円超～ 901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% (多数該当：93,000円)
ウ	基礎控除後の所得 210万円超～ 600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当：44,400円)
エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円 (多数該当：44,400円)
オ	住民税非課税	35,400円 (多数該当：24,600円)

※同一医療機関などにおける自己負担では上限額を越えない場合でも、同じ月の複数の医療機関などにおける自己負担（70歳未満の場合は同一医療機関で同じ月に21,000円以上であることが必要です）を合算することができます。

※多数該当とは、過去12カ月に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の、4回目から適用される限度額です。

※払い戻しの対象となる方は、診療月の約3カ月後に手続きのご案内を送付します。なお、入院などで医療費が高額になることが前もってわかる場合は、支払いが限度額まで済むように「限度額適用認定証」を交付しますので、窓口までお問い合わせください。

問い合わせ

市民課国保高齢医療係（名寄庁舎1階） ☎01654③2111（内線3114～3116）

地域住民課市民係（風連庁舎1階） ☎01655③2511（内線119）